

平成 23 年 3 月 10 日

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可に係る
情報通信行政・郵政行政審議会からの答申

総務省は、本日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（理事長：平井正夫）から申請のあった国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可について、情報通信行政・郵政行政審議会（会長：高橋 温 住友信託銀行株式会社取締役会長）へ諮問し、同審議会から諮問のとおり認可することを適当とする旨の答申を受けました。

この答申を受け、総務省は、本件に係る認可を本日より行います。

認可申請の概要

平成 22 年度の国際ボランティア貯金の寄附金配分等について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。（別添参照）

【連絡先】

担当：情報流通行政局 郵政行政部 貯金保険課
江坂課長補佐

電話：03-5253-5983、FAX:03-5253-5991

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要 及び審査結果

1 申請の概要

平成 22 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）並びに配分団体が守らなければならない事項（以下「寄附金配分等」という。）について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。

2 寄附金配分等の概要

(1) 配分団体及び配分額（別紙 1）

認可申請された平成 22 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び配分額の概要は、以下のとおり。

項 目	概 要
① 配分団体数及び配分事業数	33 団体 33 事業 (参考) 申請団体数及び申請事業数 42 団体 42 事業
② 配分額	1 億 4,583 万円 (参考) 配分原資 3 億 383 万円
③ 配分内訳等	ア 配分地域 アジア 12 か国、中近東 2 か国など計 16 か国 イ 1 団体当たりの配分額 平均配分額 441 万円 最高配分額 993 万円 最低配分額 109 万円

(金額は、1 万円未満切り捨て)

(2) 配分団体が守らなければならない事項（別紙 2）

配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項が定められている。

3 審査結果

認可申請された平成 22 年度国際ボランティア貯金の寄附金配分等については、その内容が整備法附則第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当と認められる。

配分団体及び配分額

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 アプカス (北海道)	千円 7,554	視力検査・矯正、農作物の生産加工販売指導及び子どもへの英語教育 (スリランカ・中部州ヌワラエリヤ県全域)
岩手県インドネシア友好協会 (岩手県)	2,322	貸付牛の飼養管理・繁殖管理技術指導及び乾季のエサ不足対策指導 (インドネシア・南スラウエシ州ワジョー県パンマナ郡、シヨッペン県ドンリドンリ郡)
福島県障害児・者の動作学習研究会 (福島県)	2,404	障がい者等に対する研修及び巡回指導 (マレーシア・セランゴール州、ネグリスンビラン州、ジョホール州、ケダ州、トレンガヌ州、ペラ州)
特定非営利活動法人 民族フォーラム (埼玉県)	2,686	初等教育の点字教材作成及び教員養成 (ベトナム・ハノイ市)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド (埼玉県)	4,715	補聴器の使用方法及びメンテナンス方法の指導 (ミャンマー・ヤンゴン特別区及びマンダレー県)
内モンゴル沙漠化防止植林の会 (千葉県)	9,461	流動砂丘防止のための草方格作り、植林及び井戸掘り支援 (中国・内モンゴル自治区)
特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会 (千葉県)	1,676	識字教育及び識字教師の育成 (カンボジア・コンボンチャム州バティエイ郡)
梅本記念歯科奉仕団 (神奈川県)	2,088	ハンセン病患者等に対する歯科診療、口腔衛生教育及び医療技術指導 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡、チャンパサック県パトゥポーン郡)
特定非営利活動法人 ラブ グリーン ジャパン (神奈川県)	5,632	有機農業及び家畜飼育の指導 (ネパール・カブレ郡)
特定非営利活動法人 アジア・レインボー (東京都)	3,374	職業訓練センター(縫製・美容・バイク修理・電化製品修理)の運営指導 (カンボジア・プノンベン市)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都)	4,538	就学前教育の充実・僻地への教材配布と研修 (カンボジア・カエプ州、カンポット州、パイリン州、プレアシアヌーク州、プレアビヒア州)
特定非営利活動法人 環境修復保全機構 (東京都)	7,602	小学生に対する食農環境教育及び小学校における森林再生と有機農業の実践 (タイ・ナン県)
特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都)	9,060	診察・手術及び医療技術指導 (ミャンマー・ザガイン管区)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外 協力の会 (東京都)	4,525	住民グループ育成・研修、識字学級、児童教育、障がい者支援 及び自治組織の育成 (バングラデシュ・ノルシンディ県ライプーラ郡、ベラボー郡 及び隣接地域)
社団法人 シャンティ国際ボランティア会 (東京都)	3,999	難民キャンプの図書館修繕及び運営研修 (タイ・メーホンソン県、ターク県、カンチャナブリ県、 ラチャブリ県)
特定非営利活動法人 21世紀協会 (東京都)	1,786	農業の生産・販売指導及び保健互助制度の運営指導 (フィリピン・西ミンドロ州サンタクルス町)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都)	1,967	貧困家庭子女に対する給食付き識字教育及び衛生教育 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都)	4,707	巡回保健指導及び健康診断 (パレスチナ・東エルサレム北部～中部8地域、南部1地域、 東エルサレム分離壁の西岸側 8地域)
日本・バングラデシュ文化交流会 (東京都)	7,856	女性に対する手工芸品及び大豆加工食品製造の訓練並びに リーダー育成研修 (バングラデシュ・ジェソール県シャシャ郡)
特定非営利活動法人 パルシック (東京都)	3,830	紅茶有機栽培のグループ化及び運営指導 (スリランカ・南部州マータレ県デニヤヤ郡)
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都)	9,932	子どもへの識字等教育、心理ケア及びコミュニティの形成 (レバノン・ベイルート市、トリポリ市、エルバス村 及び国内難民キャンプ7か所)
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (東京都)	4,671	タイに居住するミャンマー人難民に対する法教育 (タイ・タク県)
マングローブ植林行動計画 (東京都)	3,054	マングローブ植林支援及び環境教育 (ミャンマー・イラワジ管区ピャポン郡)
特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会 (東京都)	4,209	栄養失調児への給食支援及び母親への洋裁指導 (中央アフリカ・バンギ市)
NPOカムカムクメール (東京都)	1,097	子ども、保護者等への歯磨き指導 (カンボジア・コンボンチュナン州、カンダール州、プノンペン市)
インドネシア教育振興会 (富山県)	3,265	有機肥料作成指導 (インドネシア・バンテン州南タンゲラング市セテユ郡)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 イカオ・アコ (愛知県)	5,995	植林、養豚、養殖技術及びマーケティングの指導 (フィリピン・ボホール島)
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 (愛知県)	5,089	口唇口蓋裂患者及び先天性心臓疾患患者に対する手術 及び診察 (ベトナム・ホーチミン市、ベンチエ省、ニンビン省、 フートン省、ハノイ市)
ハイチの会 (愛知県)	3,039	畜産技術の指導 (ハイチ・中央県エンシュ市)
社団法人 アジア協会アジア友の会 (大阪府)	4,901	バイオガスプラントの建設及びガス燃料作成のための 牛銀行の実施並びに環境保全・生活改善指導 (ネパール・バグワティ県バクタプール郡、 カブレパランチョーク郡)
アジア保育教育交流推進実行委員会 (大阪府)	3,135	保育スタッフ研修及び親子保育研修 (タイ・バンコク市内及び周辺の県)
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか (大阪府)	1,605	診療所の運営支援 (ネパール・ジャナクプール県シンズリ郡)
ネパールの星 (大阪府)	4,061	地域医療の支援 (ネパール・カブレ郡)

計 33事業 145,835 千円

「配分団体が守らなければならない事項」の概要

【定められている事項の主な内容】

1 配分金の使途の制限

- ・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

2 実施計画の変更等

- ・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
- ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。

3 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
- ・ 援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。

4 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。

5 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

6 その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。